

令和8年度9月補正予算案（追加提案分）の概要

1. 予算編成の考え方

- 令和8年8月27日からの記録的な大雨に伴う災害への対応として、
①被災者への生活支援、②被災事業者への再建支援、③公共インフラの災害復旧
に必要な予算を計上

2. 予算の規模等

一般会計9月補正予算案額（追加提案分）

69億8,933万円

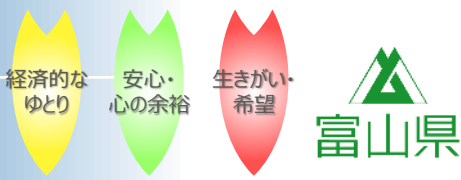
〈一般会計〉

（単位：百万円）

区 分	金 額	財 源 内 訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	666,625	73,371	51,668	97,738	443,848
補正予定額	6,989	3,886	2,300	6	797
合 計	673,615	77,257	53,968	97,744	444,645

（注1）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しない場合がある。

（注2）補正前の額は9月補正予算案（当初提案分）を含む。当初提案分と合わせた補正額は30,729百万円。



I 被災者への生活支援

大雨災害にかかる住宅復旧支援特別対策

前回の災害救助法適用から3年を経過せずに再び大きな災害に見舞われたことや、床上浸水の被害が甚大な状況に鑑み、特別対策を実施

①被災者生活再建支援事業費補助金 1億円

住家が被災した世帯に対し、生活の再建に向けた支援金を支給

②宅地復旧支援事業 1,500万円

被災した宅地等の復旧を支援

③宅地堆積土砂排除支援事業 5,000万円

被災した宅地等の堆積土砂の排除を支援

④知事見舞金 1,100万円

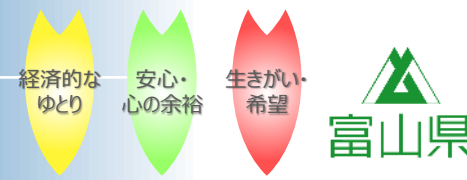
住家が被災した世帯に対し、知事見舞金を支給
(全壊：10万円、半壊：5万円、**床上浸水（今回拡充）：5万円**)

◆被災者生活再建支援金

対象区分		基礎支援金(A) (住宅の被害程度)	加算支援金(B) (住宅の再建方法)		合計 (A+B)
国 制 度 準 拠	①全壊(損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	④大規模半壊 (損害割合40%以上50%未満)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
県 独 自	⑤中規模半壊 (損害割合30%以上40%未満)	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
	⑥半壊 (損害割合20%以上30%未満) 能登半島地震の際と同様に拡充	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
	⑦半壊に至らない床上 浸水 今回拡充	—	建設・購入	50万円	50万円
			補修	25万円	25万円
			賃借	10万円	10万円

⇒ 県独自に対象を拡充したうえで、国制度の適用を待たずに実施

I 被災者への生活支援



その他の被災者支援

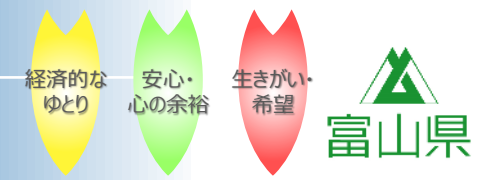
① 災害援護資金の貸付 3,310万円

負傷または住居、家財に損害を受けた世帯に対して貸し付ける災害援護資金の原資を市町村に貸与

② 災害ボランティア活動支援事業 420万円

被災地の復旧のため、災害ボランティアの活動費等を支援

Ⅱ 被災事業者への再建支援



①被災事業者事業継続支援補助金 3億円

被災した中小・小規模事業者の施設・設備の復旧を支援

②農作物（水稻）被害緊急対策事業 3,100万円

被害を受けた農作物（水稻）の生産者に対し、次年度の作付けに向けた残渣処理や、ほ場の生産力の回復に要する費用を支援

③農作物（果樹・野菜等）被害緊急対策事業 600万円

被害を受けた農作物（果樹・野菜等）の生産者に対し、緊急防除のための農薬代や復旧資材等に要する費用を支援

④農業者施設等災害復旧支援事業 1億3,300万円

被災した農業経営体の施設・設備の復旧を支援

⑤木材加工施設等災害復旧支援事業 9,750万円

被災した木材事業者の施設・設備の復旧を支援

⑥社会福祉施設等災害復旧支援事業 4億200万円

被災した高齢者施設、児童福祉施設、障害福祉施設等の施設・設備の復旧を支援

⑦被災高齢者施設等サービス継続支援事業 500万円

被災した高齢者施設等に対し、入居者へのサービス水準を維持するために必要なかかり増し経費を支援



浸水被害にあった特別養護老人ホーム（氷見市）の清掃の様子



Ⅲ 公共インフラの災害復旧

① 災害公共事業費 47億4,300万円

国庫補助を受けて行う土木公共施設、農地農業用施設等の災害復旧工事

② 県単独の災害復旧費 10億円

県単独で行う土木公共施設、農地農業用施設等の災害復旧工事、砂防・治山の緊急調査、浸水状況調査、河川整備計画の見直し検討等を実施



道路への土砂流入
(県道高岡氷見線(氷見市桑院))



大雨による道路損壊
(県道鹿西氷見線(氷見市懸札))



余川川決壊による農地への土砂流入及び冠水
(氷見市余川)